

通知カードをまだ受け取っていない方は 小松島市戸籍住民課までお問い合わせください

通知カードをまだ受け取っていない方は、戸籍住民課へ返戻されていることが考えられますので、戸籍住民課（市役所1階①番窓口、☎32・2112）までお問い合わせください。

※返戻された通知カードは、3か月程度保管した後、廃棄します。再交付には手数料500円がかかりますので、ご注意ください。

通知カードを紛失した場合

通知カードを紛失された方は、戸籍住民課（市役所1階①番窓口）へ紛失届の提出をしてください。（電話での届出も可能です。）

通知カードを再交付する場合の流れ（※再交付手数料500円がかかります。）

警察署に遺失届を提出
（受理番号が発行されます）

戸籍住民課の窓口で再交付申請
※遺失物受理番号等が記載された通知
カード紛失届が必要です。

後日、本人宛に郵送
（転送不可、簡易書留）
されます。

通知カードを再交付せず、個人番号カードの申請をすることもできます。

（※個人番号カードの申請は当面の間は、初回無料です。）

【通知カード・個人番号カードに関するお問い合わせ先】

◎マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）☎0120・95・0178

受付時間 平日9:30~22:00、土日祝9:30~17:30

◎市戸籍住民課（市役所1階①番窓口）☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

市ホームページ <http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/soshiki/43/>



マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意ください!!

- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、国や自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞くことは一切ありません。また、お金やキャッシュカードを要求したり、ATMの操作をお願いすることはありません。
- 知らない会社や個人からマイナンバーを聞かれることはありません。行政機関や勤務先以外で、番号の提示を求められた場合は、提示する相手と利用目的を確認してください。
- マイナンバーの安全管理対策を過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。
- 不審な電話やメール、手紙、訪問には応じず、少しでも不安を感じたら、小松島市消費生活センター（☎&FAX 38・6880）または警察相談専用電話（#9110）へご相談ください。